



平成 24 年 9 月 10 日

鳥取県議会議長 伊藤 美都夫 様

因幡環境整備株式会社
代表取締役 國岡



鳥取県税条例（産業廃棄物処分場税）の改正に係る意見聴取について（回答）

照会のありました産業廃棄物処分場税の改正（適用期間延長）について、現行の仕組みには、以下のような問題があると考えます。

（１）中間処理業者が実質負担

実際の廃棄物の流れは、排出事業者から中間処理業者を経由して最終処分業場へ持込まれ処理されるケースがほとんどです。

現在、中間処理業者は、この税金相当額部分を中間処理料金に上乗せして、排出事業者へ負担してもらうという仕組みがとられていますが、景気の低迷、競合他社との競争の中で、実際には、産廃税創設以前からの価格を据え置かねばならない状況であり、実質中間処理業者が産廃税を負担しております。（現に当社では、平成 15 年産廃税創設以来、負担し続けています。）

産業廃棄物処分場税の創設の大きな目的に、産業廃棄物の発生抑制が掲げられていますが、現在の仕組みでは、産廃税に対する排出事業者の意識が低く、負担感もなく、発生抑制の効果がまったく得られていません。排出事業者が直接負担する仕組みに変えない限りこの目的を達成することはできません。

（２）近県との調整の必要性

産業廃棄物は、今や広域的に移動しているにもかかわらず、近県では、兵庫県が産廃税を導入しておりません。よって税負担のない兵庫県の処分場への排出が増えると予想されます。

中国五県のみならず、近県の兵庫県とも協力して、公正な課税が行なわれる仕組みにすることが望ましいと思います。

（３）自社処分の場合の非課税

現在、解体業者などが自社処理する場合に、非課税となっています。

しかし、排出される廃棄物は、自社処理で対応できない混合廃棄物も発生しており、自社処理が隠れ糞となり、不法投棄等により、適正な納税が行なわれていないと考えられます。

制度を運用していく中で、課税逃れが行なわれないように、適正に管理していただきたいと思えます。（自社処分場への搬入数量が正確に把握されているか、今一度検証すべきであると考えます。）

(4) まとめ

本来廃棄物は、汚染者負担の原則であるので、排出事業者へ直接課税すべきと考えます。しかし、徴収コストの問題等を理由に、直接課税されておりません。もし、現行の仕組みで延長されても、排出事業者が実質不在のままとなってしまいます。

よって、排出事業者へ確実に税相当額を負担(転嫁)させる仕組みを作ることが必要となります。

例えば、平成20年度より義務化された産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の行政報告の制度を活用した課税、県発注工事等で処分される産廃について、排出事業者が税相当額を負担しているかを確認する等が考えられます。

この様に、現行の仕組みのままでは、排出事業者へ確実に税を転嫁することが不可能であるため、排出事業者へ確実に税が転嫁される具体的な仕組み作りをご検討下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

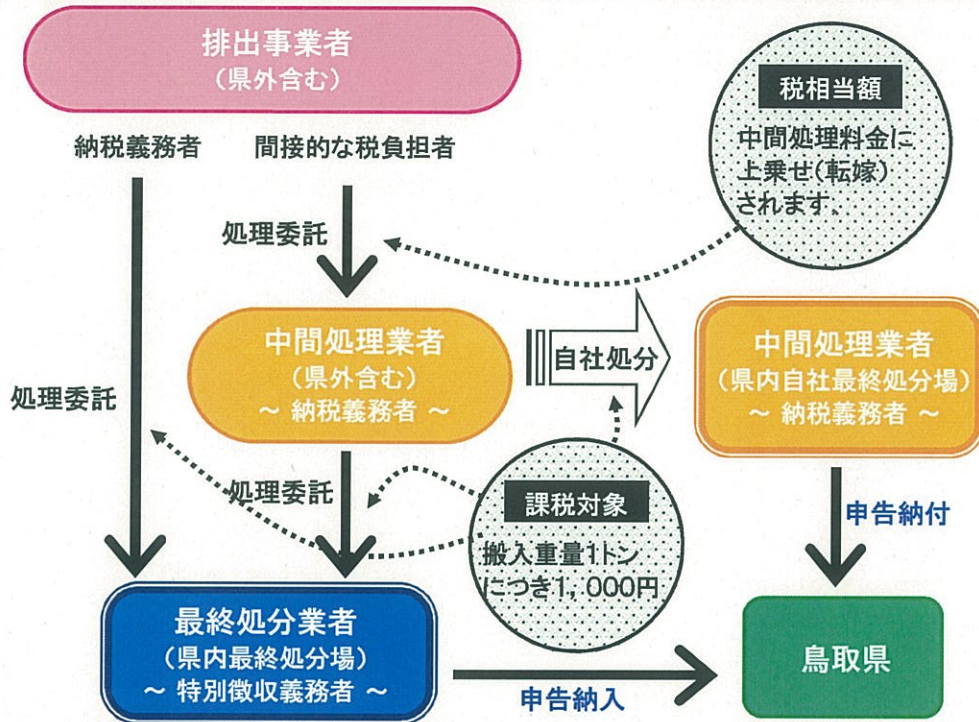
以上

平成25年3月31日まで

鳥取県産業廃棄物処分場税を5年間延長します

産業廃棄物処理施設の設置促進や産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進などの施策を行うための費用に充てるため、鳥取県が平成15年4月に創設した産業廃棄物処分場税について、現行制度のまま適用期間を平成25年3月31日まで5年間延長します。

税の概要



税を納める人 (納税義務者)	県内外を問わず排出された産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する排出事業者または中間処理業者
課税の対象と 納める額	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に対して1トンあたり1,000円
課税とならないもの (非課税・課税免除)	<ul style="list-style-type: none"> ○自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場で処分(自社処分)した場合 ○事業活動に伴って生じる産業廃棄物と性質の異なる産業廃棄物で知事が指定するもの (例)下水処理に伴い発生する汚泥など
税の納め方 (徴収方法)	<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から受け取った税額をとりまとめて県に申告納入(特別徴収) ○他の事業者が排出した産業廃棄物を中間処理後に自社の最終処分場で処分した場合は、中間処理業者が県に申告納付
税の使いみち (税収使途)	<p>税収は、「鳥取県産業廃棄物適正処理基金」に積立て、次の事業に2分の1ずつ充当しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ○リサイクル技術の研究開発に対する助成(リサイクル技術・製品実用化事業)

重要

産業廃棄物の処理を委託されている皆さんへ



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況について平成20年度から県への報告が義務付けられました。



①

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

排出事業者が他人に産業廃棄物の処理を委託する場合に必要な伝票のことで、排出事業者に交付の義務があります。



②

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況報告とは

法律の改正により排出事業者に義務付けられたもので、県へ報告していただく内容は次のとおりです。（ただし、電子マニフェストにて交付したものは、報告する必要はありません。）

- | | |
|------------|--|
| ① 報告する者 | ▶ 全ての管理票交付者（排出事業者） |
| ② 報告の対象期間 | ▶ 前年度分（前年4月1日～報告する年の3月31日） |
| ③ 報告書の提出期間 | ▶ 毎年4月1日から6月30日まで
※ 平成22年度の交付状況は、平成23年4月～6月の間に最寄りの総合事務所（裏面参照）へ提出しなければなりません。 |
| ④ 報告内容 | ▶ 産業廃棄物の種類ごと、運搬先・処分先ごとに排出量、管理票交付枚数などを記載します。
※ 詳細は、裏面の記入例を御参照下さい。 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第12条の3第1項

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

第12条の3第7項

管理票交付者は、報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。



産業廃棄物管理票交付義務違反

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金



報告書記入例

様式第3号(第8条の27関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成〇〇年度)

平成〇〇年〇月〇日

鳥取県〇〇総合事務所長 様

報告者

住所 鳥取市〇〇町1丁目8番地
氏名 △〇商店株式会社 代表取締役 鳥取 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0857-〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		△〇商店株式会社 鳥取工場		業種	食料品製造業				
事業場の所在地		鳥取市〇〇町3丁目88番地		電話番号	0857-〇〇-〇〇〇〇				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	200	30	1234567890	××運輸(株)	鳥取市〇〇町1丁目345番地	31011234567	■〇環境(株)	鳥取市△△町2丁目123番地
2									



報告書提出先（お問い合わせ先）

東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 Tel 0857-20-3669、3670	西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒683-0054 米子市鞆町1丁目160 Tel 0859-31-9351、9352
中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 Tel 0858-23-3148、3278	鳥取県生活環境部循環型社会推進課 Tel 0857-26-7684 FAX 0857-26-7563

鳥取県のホームページに本制度の概要、報告書様式を掲載しています <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45742>